

静岡県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 13 年 7 月 24 日公布
静岡県条例第 46 号

第 2 章 男女共同参画の推進に関する総合的対策 (基本計画の策定)

第 7 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 3 章 静岡県男女共同参画会議 (設置及び所掌事務)

第 14 条 県に、静岡県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第 7 条第 3 項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第 11 条第 1 項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第 15 条 参画会議は、知事が任命する委員 20 人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 16 条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

静岡県男女共同参画会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県男女共同参画推進条例（平成13年静岡県条例第46号）第16条の規定に基づき、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女共同参画を推進する団体を代表する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他知事が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 参画会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、参画会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 参画会議に部会を置くことができる。

(会議)

第5条 参画会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 参画会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、参画会議に関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 参画会議の庶務は、くらし・環境部県民生活局男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。